

(裏)

業 務 内 容	区福祉保健センター長の指示を受け、次に掲げる業務を行う。 (1) 身近な市民利用施設等における養育者の交流支援と子育て相談 (2) 横浜市子育て支援者事業実施要領第5条第2号に規定する子育てグループ活動の支援 (3) 福祉保健センターにおける定期連絡会への出席
従 事 場 所	申込書を提出した区役所及び当該区内
委 任 期 間	委任開始の日から2年間 ※現任支援者の残任期間と同期間とする。 ※委任期間の更新は可 ただし年齢満70歳に達した日の属する会計年度の末日まで
報 酬	(1) 基本報酬：活動1回につき5,760円 (2) 新任研修報酬：半日の研修につき5,760円 (3) 助言者報酬：6か月につき11,500円。ただし、助言者が2名の区にあっては、6か月につき1名5,750円 (4) 助言者研修報酬：半日の研修につき5,760円 (5) 地域連携・人材育成活動報酬：活動1回につき2,880円
法 令 遵 守	業務を遂行するに当たり、法令及び横浜市の定める条例、規則等に従い、かつ、区福祉保健センター長の指示に忠実に従わなければならない。
秘 密 保 持	業務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。子育て支援者でなくなった後も、また同様とする。